

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、情報資産の保護の重要性を認識し、本契約による業務（以下「本業務」という。）を履行するに当たり、阿賀野市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守し、情報資産を適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この特記事項における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体をいう。
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）をいう。
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書をいう。

(教育の実施)

第3条 受注者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を本契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(情報資産の利用場所)

第6条 受注者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第7条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 本業務を履行するために使用する機器等は、受注者の管理に属するものに限定し、受注者の従業者（役員、正規職員、臨時職員、非常勤職員及び派遣等をいう。）が私的に使用する機器など受注者の管理に属さないものを使用させないこと。
- (2) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を第6条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。
発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講じること。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を履行するために発注者から提供された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (4) 本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を本業務終了後直ちに発注者に提出すること。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (5) 本業務を履行するために発注者から提供され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を

発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、消磁、破碎、裁断、溶解など当該情報資産が判読・復元できない措置を講じること。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、発注者の事前の承認があるときを除き、本業務を第三者に再委託してはならない。

2 受注者は、発注者に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受注者は、発注者の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

4 受注者は、発注者の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、発注者に対して、再委託先事業者における情報セキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

(調査)

第9条 発注者は、受注者が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は受注者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第10条 発注者は、受注者が本業務を履行するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が市民等に対し適切に説明するため、受注者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応

じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 発注者は、受注者がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第13条 受注者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティ対策を実施するために必要な管理体制の整備及びその他の資源を確保するよう努めなければならない。

(疑義等への対応)

第14条 セキュリティ特記事項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議の上決定する。